



銀行交渉術 と 最新税務情報

発行 久保総合会計事務所

〒536-0006

大阪府城東区野江 4 丁目 1 番 6 号

TEL : (06) 6930-6388

■平成 28 年分所得税確定申告の留意点

平成 28 年分の所得税確定申告から改正される主な点について改めて確認してみましょう。

1. 土地・住宅税制

(1) 被相続人の居住用家屋に係る譲渡所得の特別控除制度の特例の創設

相続又は遺贈による被相続人居住用家屋（当該相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋であって、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたこと等一定の要件を満たすものをいいます。）及び被相続人居住用家屋の敷地等（当該相続の開始の直前において当該被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等をいいます。）の取得をした個人が、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までの間に一定の譲渡（当該相続の開始があった日から同日後 3 年を経過する日の属する 12 月 31 日までにしたものに限るものとし、その譲渡の対価が 1 億円を超えるもの等を除きます。）をした場合には、居住用財産を譲渡した場合に該当するものとみなして、居住用財産の譲渡所得の 3,000 万円特別控除を適用できることとされました。

(2) 住宅の多世帯同居改修工事等に係る特例の創設

- ① 住宅の多世帯同居改修工事等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例が創設され、個人がその者の有する居住用家屋について、特定多世帯同居改修工事等を含む増改築を行った場合において、当該居住用の家屋を平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までの間にその者の居住の用に供したときは、当該特定多世帯同居改修工事等を含む増改築等に係る費用に充てるために借り入れた一定の住宅借入金等の年末残高（1,000 万円を限度）の区分に応じ、それぞれに定める割合に相当する金額の合計額を所得税の額から控除できることとされました。
- ② 既存住宅に係る多世帯同居改修工事等をした場合の所得税額の特別控除制度が創設され、個人が、その者の有する居住用の家屋について、多世帯同居改修工事等を行った場合において、当該居住用の家屋を平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までの間にその者の居住の用に供したときは、当該個人のその居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から、その多世帯同居改修工事等の標準的な工事費用相当額（250 万円を限度）の 10%に相当する金額を控除できることとされました。

2. 金融・証券税制

(1) 特定公社債及び公募公社債投資信託等の受益権の課税方式

- ① 利子所得等の課税方式等 特定公社債等の利子等については、15%源泉分離課税の対象から除外した上、平成 28 年 1 月 1 日以後に居住者等が支払いをうけるべき一定の特定公社債等の利子等については、15%の税率による申告分離課税の対象とする等の改正が行われました。
- ② 譲渡所得等の課税方式 特定公社債等の譲渡所得等については、非課税対象から除外した上、居住者等が、平成 28 年 1 月 1 日以後に特定公社債等の譲渡をした場合におけるその特定公社債等の譲渡による譲渡所得等については、15%の税率による申告分離課税の対象とする等の改正が行われました。
- ③ 上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算並びに繰越控除の特例の対象範囲の拡充等上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算の特例の対象に、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等が加えられました。また、平成 28 年 1 月 1 日以後に特定公社債等の譲渡により生じた損失の金額について、翌年以後 3 年にわたり繰越控除が可能となりました。

- (2) ジュニア N I S A ・ N I S A ジュニア N I S A が創設され、N I S A の非課税枠が 120 万円に拡大される等、所要の改正が行われました。